

規制に係る事前評価書

法令の名称	環境影響評価法の一部を改正する法律	
政策の名称	方法書段階における説明会の義務付け	
担当部局・評価者	環境省総合環境政策局環境影響評価課長 花岡 千草 電話番号:03-5521-8235 E-mail:sokan-hyoka@env.go.jp	
評価実施時期	平成22年3月1日	
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益		
目的	法施行後の運用実態を見ると、方法書は法制定時の想定に反して大部化及び内容の高度化が進んでおり、一般的に理解が困難な状況にあり、これに対応するべく、方法書段階において説明会の開催を義務付ける。	
内容	方法書段階において説明会の開催を義務付ける。	
	関連条項	第7条の2
必要性	<p>法施行後の運用実態を見ると、方法書は法制定時の想定に反して大部化及び内容の高度化が進んでおり、一般的に理解が困難な状況にある。</p> <p><参考></p> <p>法施行後の運用上の実態として、平成20年3月末時点で環境影響評価法に基づく手続が完了した119件のうち、手続の当初から法に基づく手続が行われた74件については、方法書のページ数が最大で500ページ超、平均して170ページと大部にわたっている。方法書のページ数は増加傾向にあり、法施行直後の平成11年に手続を開始した事業の方法書は平均約125ページであるが、平成16年に手続を開始した事業の方法書は平均約260ページに達している。</p> <p>また、方法書中、環境や土木等に関する専門用語が多用されており、閲覧しても理解が困難なものとなっている。</p>	
費用		
	遵守費用	事業者による説明会の開催に伴う費用が生じる。
	行政費用	事業者が説明会を開催するに当たって、会場等の相談を受ける等の事務の発生が考えられる。
	その他の費用	特になし
便益	説明会を行うことで、事業に関して環境の保全の見地からの意見を有する者の理解を深め、有益な環境情報の提供につながることを期待される。	

想定される代替案		
代替案①	自主的に方法書段階における説明会を開催することが考えられる。	
	費用	
	遵守費用	事業者による説明会の開催に伴う費用が生じる。
	行政費用	事業者が説明会を開催するに当たって、会場等の相談を受ける等の事務の発生が考えられる。
	その他の費用	特になし
便 益	事業者が説明会を自主的に行うことで、事業に関して環境の保全の見地からの意見を有する者の理解を深め、有益な環境情報の提供につながることを期待される。	
代替案②	費用	
	遵守費用	
	行政費用	
	その他の費用	
	便 益	
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)		
<p>法施行後の運用実態を見ると、方法書は法制定時の想定に反して大部化及び内容の高度化が進んでおり、一般的に理解が困難な状況にあり、説明会を行うことで、事業に関して環境の保全の見地からの意見を有する者の理解を深め、有益な環境情報の提供につながることを期待される。</p> <p>代替案については、事業者が方法書段階での説明会を開催した事例(環境省がホームページ等により確認できたもの)は、前述の74件のうち2件のみであり、法施行後の運用状況から見て、自主的取り組みでは十分な措置がなされないと考えられる。事業者負担についてはほぼ同等であると考えられるものの、事業者における有益な環境情報の形成の確保という観点から、方法書段階における説明会を義務付けることが望ましい。</p>		
有識者の見解その他の関連事項		
<p>中央環境審議会総合政策部会においてなされた「今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)」(平成22年2月22日)において、「方法書の目的についての理解を深め、方法書段階でのコミュニケーションを充実させるために、方法書段階での説明会を法において制度化するべきである。」と明記されている。</p>		
レビューを行う時期又は条件		
改正法の附則に定める時期に合わせてレビューを行うこととする。		
備 考		

規制に係る事前評価書（要旨）

【 環境影響評価法の一部を改正する法律 】

規制の内容	方法書段階における説明会の義務付け		
担当部局	環境省総合環境政策局環境影響評価課 電話番号：03-5521-8235 E-mail：sokan-hyoka@env.go.jp		
評価実施時期	平成22年3月1日		
規制の目的、内容及び必要性等	法施行後の運用実態を見ると、方法書は法制定時の想定に反して大部化及び内容の高度化が進んでおり、一般的に理解が困難な状況にあり、これに対応するべく、方法書段階において説明会の開催を義務付ける。		
	関連条項	第7条の2	
想定される代替案	代替案① 自主的に方法書段階における説明会を開催することが考えられる。		
	代替案②		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	事業者による説明会の開催に伴う費用が生じる。	左記同様	
(行政費用)	事業者が説明会を開催するに当たって、会場等の相談を受ける等の事務の発生が考えられる。	左記同様	
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。	
規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	説明会を行うことで、事業に関して環境の保全の見地からの意見を有する者の理解を深め、有益な環境情報の提供につながることを期待される。	左記同様	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	方法書は法制定時の想定に反して大部化及び内容の高度化が進んでおり、説明会を行うことで、事業に関して環境の保全の見地からの意見を有する者の理解を深め、有益な環境情報の提供につながることを期待される。 代替案については、法施行後の運用状況から見て、自主的な取り組みでは十分な措置がなされない。事業者負担についてはほぼ同等であるが、事業者における有益な環境情報の形成の確保という観点から、方法書段階における説明会を義務付けることが望ましい。		
有識者の見解その他の関連事項	中央環境審議会総合政策部会においてなされた「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）」（平成22年2月22日）において、「方法書の目的についての理解を深め、方法書段階でのコミュニケーションを充実させるために、方法書段階での説明会を法において制度化するべきである。」と明記されている。		
レビューを行う時期又は条件	改正法の附則に定める時期に合わせてレビューを行うこととする。		
備考	特になし。		